

平成 21 年 2 月 3 日

各位

会 社 名：株式会社新生銀行

代表者名：代表執行役社長 八城 政基

(コード：8303 東証第一部)

会 社 名：GE コンシューマー・ファイナンス株式会社

代表者名：代表取締役社長 梅田 正太

当行上場子会社であるシンキ株式会社の株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社新生銀行（東証 1 部：8303、以下「新生銀行」といいます。）及び新生銀行の子会社である GE コンシューマー・ファイナンス株式会社（以下「GECF」といいます。また、併せて「当社ら」又は「公開買付者ら」といいます。）は、本日付で、下記のとおり新生銀行の上場子会社であるシンキ株式会社（東証 1 部：8568、以下「シンキ」又は「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

平成21年2月3日現在、公開買付者である新生銀行は、対象者の普通株式を102,430,096株（平成21年2月3日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして67.77%）を所有し、また、新生銀行グループに属する他の会社とともに、公開買付者であるGECFの普通株式の全てを所有しているところ、公開買付者らは、今後、対象者とGECFとの間で大幅な業務の統合・再編成を実施する可能性に鑑み、平成21年2月3日現在における対象者の株主に対して、その保有する対象者の普通株式の売却の機会を提供すべく、対象者の発行済普通株式の全部又は一部（但し、公開買付者らが既に保有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式は除きます。以下「対象普通株式」といいます。）を取得する目的で、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けの目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定の株式に係る権利（以下「株券」といいます。）等の数について、その上限及び下限を設定いたしません。

また、公開買付者らは、本公開買付けにより対象普通株式の全てを取得できなかった場合において、本公開買付けの結果及び本公開買付け後に予定される対象者とGECFの間の業務の統合・再編成の内容等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断したときは、公開買付者らにより対象者の発行済株式（対象者が保有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、以って対象

者を新生銀行グループの完全支配下におくための一連の手続（以下「完全支配化手続」といい、その詳細は後記「(5) 本公開買付け後の完全支配化手続に係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。）を実施する可能性があります。なお、公開買付者らは、本公開買付けの結果として、その株式所有割合の合計が90%以上となった場合、完全支配化手続を実施する予定であります。

本公開買付けにおける対象普通株式1株当りの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は100円です。

後記「(4) 本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に詳細を記載のとおり、対象者は、平成21年2月3日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議しております。

(2) 本公開買付けの背景

新生銀行は、昭和27年に設立され、法人及び個人顧客に幅広い金融商品・サービスを提供する国内の総合金融機関です。新生銀行は、旧株式会社日本長期信用銀行時代に一時国有化された後、平成12年3月に一時国有化を終了し再スタートするとともに、同年6月にその商号を株式会社新生銀行にいたしました。新生銀行は平成16年2月に東京証券取引所に再上場され、その総資産は平成20年3月現在、連結ベースで11兆5,000億円に上ります。

GECFは、平成3年に設立され、平成10年、コンシューマーローン事業「レイク」を取得し、今日は主に日本の個人顧客向けにコンシューマーローン、住宅ローン及びクレジットカードローンのサービスを提供しております。平成20年、同社の親会社であったGEジャパン・ホールディングス株式会社が同社の全株式を新生銀行グループに売却したことにより、現在、同社は、新生銀行グループにより、その発行済株式の100%を所有されています。なお、平成21年4月1日からは、新生フィナンシャル株式会社に商号を変更予定です。

対象者は、昭和29年に設立され、「ノーローン」ブランドの下、個人及び中小企業経営者向けにコンシューマーローンのサービスを提供するコンシューマーファイナンス会社です。対象者は、平成11年2月に東京証券取引所に上場しております。対象者は、平成14年3月に新生銀行との間で業務提携を行い、新生銀行は、平成16年10月に対象者の筆頭株主となり、その後平成19年12月にその持分を67.77%へ引き上げ、平成21年2月3日現在、対象者を連結子会社としております。

日本の消費者金融業界は、業界に大きな影響を与える以下の2つの出来事により、市場規模及び収益性がここ数年間で急速に縮小しております。1つ目は、平成18年の最高裁判所の判決（最高裁判

決平成18年1月13日)であり、この判決により利息制限法の上限金利(15%から20%)を越える部分の利息(いわゆる「グレーゾーン」利息)に関しては、有効な弁済として受領することが困難になるとともに、グレーゾーン利息返還問題を引き起こす結果となり、消費者金融ファイナンス会社の将来の収益に大きな不透明性を生じさせております。また、2つ目は、平成18年に成立、公布された改正貸金業法及び改正出資法であり、これにより貸出金利の上限が15%から20%に制限されるとともに、個々の借り手に対する貸出限度額が規定されました。この結果、日本貸金業協会が平成20年10月に実施した「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告によれば、アンケート回答事業者を母集団とした消費者向貸付の市場残高は、平成18年9月の151,494億円から、平成20年3月の132,113億円へと約13%縮小しています。これらに伴い、対象者は平成17年3月期には38億6,600万円の当期純利益を計上しておりましたが、平成20年3月期には175億9,500万円の当期純損失に転じています。

(3) 本公開買付けの目的及び本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

以上のように縮小しつつある消費者金融ファイナンス市場の動きに対応して、新生銀行は、経営効率の最大化を図り、対象者とGECFとの利益シナジーを実現させることを計画しています。すなわち、対象者の財務状況と事業環境に鑑み、公開買付者らは、対象者がGECFと事業提携をすることが、対象者ひいては新生銀行グループの利益の最大化に資することとなり、以って長期的視点にたった対象者の企業価値の維持が実現可能となるものと考えております。そこで、公開買付者らは、対象者との間で平成2月3日付けで業務統合・再編成に関する基本合意書を締結し、その中で、対象者とGECFの間での業務統合・再編成を検討することを合意しており、当該業務統合・再編成の一環として、公開買付者らは、今後、対象者との間で、各種経営資源(対顧客営業及びリスク管理のための各種インフラ等を含む。)の共有及び相互に重複する業務等の統合等を始めとした対象者の業務の大幅な統合・再編成を実行すること、加えて、対象者とGECFの間の将来における更なる業務の統合・再編成に向けて、両社の機能とリソースの抜本的な見直しを行うことなどについて協議・検討を予定しています。本公開買付けは、そのような大幅な業務の統合・再編成の可能性に鑑み、平成21年2月3日現在における対象者の株主に対して、対象普通株式の売却の機会を提供することを意図したものであります。

(4) 本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者である新生銀行は、平成21年2月3日現在、対象者の普通株式に係る議決権の過半数を保有し、対象者を連結子会社としていることから、本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を採っております。

公開買付者らは、本公開買付けに至る意志決定過程における恣意性を排除するため、日興シティグループ証券株式会社（以下「日興シティグループ証券」といいます。）に対して財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

公開買付者らは、本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より株式価値算定書を取得しています。

同社は、市場株価法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及び類似公開企業乗数比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書における各手法における対象者株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、まず市場株価法では、平成21年1月28日を基準日として、対象者の株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株あたりの株式価値の範囲を60円から76円までと算定しています。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成19年9月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析しました。1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約42%、約38%及び約25%となりました。かかるプレミアムを対象者の該当期間の株価終値の平均値に適用し、1株あたりの株式価値の範囲を75円から108円までと算定しています。最後に類似公開企業乗数比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株あたりの株式価値の範囲を、平成20年9月期実績に基づく株価純資産倍率（PBR）で44円から53円まで、平成20年9月期実績に基づく企業価値／営業債権乗数で87円から196円まで、平成22年3月期予想に基づく株価収益率（PER）で87円から106円までと算定しています。なお、消費者金融業界の劇的な環境変化のため、公開買付者らにおいて、対象者の将来の収益見通しを正確に予測することが著しく困難であることから、対象者の株価分析においては、キャッシュフロー割引モデル（Discounted Cash Flow Model）や配当割引モデル（Dividend Discount Model）による分析は行っておりません。

公開買付者らは、これらの算定結果を基に、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、本公開買付価格の検討を進めました。また、公開買付者らは、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、最終的に本公開買付価格を一株当たり100円と決定しました。

なお、一株当たり100円という公開買付価格は、平成21年2月2日までの東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の過去6ヶ月間における単純平均75円に対して33.3%のプレミアムを、同3ヶ月間の単純平均60円に対して66.7%のプレミアムを、同1ヶ月間の単純平均62円に対して61.3%のプレミアムを加えた金額です。また、平成21年2月2日の東京証券取引所市場第一部における終値64円に対して56.3%のプレミアムを加えた金額です。

他方、対象者は、本公開買付けにおいて、自らの親会社である新生銀行が公開買付者であること、また、自らの取締役が新生銀行の出身者が含まれることに鑑み、本公開買付けに関する意見表明に係る意思決定過程における利益相反を回避し、恣意的な判断がなされないようにするとともに、本公開買付けに係る買付条件及び手続きの公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て意見表明の内容を決定することが望ましいと判断しました。

このため、対象者は、まず、公開買付者らとは別に、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない新日本有限責任監査法人（以下「新日本」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、新日本より株式価値算定報告書を取得のうえ、公開買付者らから提示された本公開買付価格の公正性を判断するための基礎資料とすることとしました。なお、新日本は、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）及び類似上場会社法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったうえで、各算定手法による算定結果を総合評価し、1株あたりの株式価値を78.57円と算定しています。

また、対象者は、本公開買付けに至る手続並びに本公開買付けの買付条件及び取引形態の決定プロセスにおいて利益相反や一般株主を害する不公正が生じることを回避するべく、自らの取締役会の諮問機関として、稲葉威雄氏（弁護士）を委員長、並びに竹原相光氏（公認会計士）及び大塚和成氏（弁護士）を委員とする独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）を設置し、本独立委員会に対して本公開買付けに関する諮問を行いました。

さらに、対象者は、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について日比谷パーク法律事務所に助言を依頼しました。日比谷パーク法律事務所は、対象者との複数回の会議等において本公開買付けに関連する情報を取得し、法的助言を行うとともに、対象者の取締役会に対し、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程及び意思決定方法が適法である旨の意見書を提出いたしました。

その上で、対象者の取締役会は、その決議の成立のための定足数にも配慮しつつ、本独立委員会の指摘を踏まえて、社外取締役を残し、新生銀行出身の取締役2名が自主的に審議及び議決に加わらないこととして、新生銀行出身取締役のみでは取締役会の意思決定が不可能な状態を作出した上で、新日本より取得した株式価値算定報告書を精査するとともに、本独立委員会から提出された意見を最大限尊重して慎重な審議及び検討を行い、出席取締役全員一致の下で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

この他、公開買付者らは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定められた買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しており

ます。なお、公開買付者らは、対象者との間で、対象者が、公開買付者らの対抗者と接触することを一切禁止するような合意を行っておりません。

(5) 本公開買付け後の完全支配化手続に係る方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者らは、本公開買付けにより対象普通株式の全てを取得できなかった場合において、本公開買付けの結果及び本公開買付け後に予定される対象者と GECF の間の業務の統合・再編成の内容等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断したときは、以下に述べる方法により、完全支配化手続を実施する可能性があります。なお、公開買付者らは、本公開買付けの結果として、その株式所有割合の合計が 90%以上となった場合、完全支配化手続を実施する予定であります。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者らは、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する可能性があります。なお、当該株主総会の開催にあたり、公開買付者らは、上記①ないし③を同一の株主総会に付議することを対象者に要請する可能性があります。また、公開買付者らは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端株の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、平成 21 年 2 月 3 日現在未定であります。完全支配化手続の目的が

達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者らを除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、本公開買付けの結果として、公開買付者らの株式所有割合の合計が90%に満たない場合、又は本公開買付け後における、公開買付者らの株式所有割合、公開買付者ら以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況、公開買付者ら以外の対象者株主と公開買付者らとの関係（公開買付者である新生銀行と、平成21年2月3日現在の対象者の大株主である創業関係者9名（株式所有割合約17.5%）との間には、平成14年4月1日付け株主間契約（その後の変更を含みます。）に基づき、対象者の上場維持に協力する旨の合意が存在します。）、関係法令等についての当局の解釈等の状況若しくは本公開買付け後に予定される対象者とGECFの間の業務の統合・再編成の内容等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断した場合は、公開買付者らは、完全支配化手続を実施せず、対象者の上場を維持する、又は完全支配化手続の目的が達成されるよう、上記方法とは別の方法（公開買付者である新生銀行と対象者の間の株式交換、公開買付者であるGECFと対象者の間の合併その他の組織再編行為を含みます。以下同じとします。）の実施を対象者に要請する可能性があり、また、その実施に時間を要する可能性があります。なお、上記方法とは別の方法により完全支配化手続を実施する場合、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定される額又は価値の金銭等を最終的に対象者株主に交付する方法を要請する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、また更には当該別の方法の内容に照らして本公開買付価格の算定とは異なる要素に基づいて当該金銭等の額又は価値を算定すべき場合もありうることから当該別の方法の内容によっては、当該金銭等の額又は価値が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。

以上に述べた完全支配化手続の実施の詳細（上記①ないし③の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、対象者等と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、平成 21 年 2 月 3 日現在、東京証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める有価証券上場規程中の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。但し、上記(5)に記載した、本公開買付け後における公開買付者ら以外の対象者株主と公開買付者らとの関係等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断した場合は、公開買付者らは、対象者の上場を維持するための措置を講じる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、公開買付者らが、上記(5)に記載のとおり、対象者等と別途協議の上、適用ある法令に従い、完全支配化手続を実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。また、完全支配化手続が実施される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

(7) その他

本公開買付けへの応募、その後に実施される可能性のある完全支配化手続の実行によって交付される対価の受領、又は完全支配化手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願い致します。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	シンキ株式会社	
② 事業内容	消費者金融業および事業者金融業	
③ 設立年月日	昭和29年12月	
④ 本店所在地	東京都新宿区西新宿1丁目6番1号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 常峰 仁	
⑥ 資本金の額	16,709百万円(平成20年9月30日現在)	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	株式会社新生銀行	67.77%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 3071006)	4.88%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 3071007)	3.87%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 3051003)	3.77%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 3041016)	3.58%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.84%
	日本証券金融株式会社	0.49%
	有限会社サクセス	0.39%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 3071008)	0.39%
	野村信託銀行株式会社 (信託口 3071008)	0.39%
	⑧ 買付者と対象者の 関係等	資本関係
人的関係		対象者の取締役のうち、常峰仁、青木康博、嶋崎雅之は新生銀行の出身者であります。また、平成21年2月3日現在、新生銀行は対象者へ7名、職員を出向させております
取引関係		新生銀行は対象者との間で短期貸出の取引を行っております。
関連当事者への該当状況		対象者は、新生銀行の連結子会社です。

(2) 買付け等の期間

①買付け等の期間

買付け等の期間	平成21年2月4日（水曜日）から平成21年3月18日（水曜日）まで(30営業日)
---------	--

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

③期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

1株につき、金100円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

公開買付者らは、本公開買付価格を決定するに当たり、財務アドバイザーである日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より株式価値算定書を取得しています。同社は、市場株価法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及び類似公開企業乗数比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書における各手法における対象者株式価値の算定結果は以下のとおりです。なお、消費者金融業界の劇的な環境変化のため、公開買付者らにおいて、対象者の将来の収益見通しを正確に予測することが著しく困難であることから、対象者の株価分析においては、キャッシュフロー割引モデル（Discount Cash Flow Model）や配当割引モデル（Dividend Discount Model）による分析は行っておりません。

- (1) 市場株価法では、平成21年1月28日を基準日として、対象者の株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株あたりの株式価値の範囲を60円から76円までと算定しています。
- (2) 類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成19年9月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析しました。1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約42%、約38%及び約25%となりました。かかるプレミアムを対象者の該当期間の株価終値の平均値に適用し、1株あたりの株式価値の範囲を75円から108円までと算定しています。
- (3) 類似公開企業乗数比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株あたりの株式価値の範囲を、平成20年9月期実績に基づく株価純資産倍率（PBR）で44円から53円まで、平成20年9月期実績に基づく企業価値／営業債権乗数で87円から196円まで、平成22年3月記予想に基づく株価収益率（PER）で87円から106円までと算定しています。

公開買付者らは、これらの算定結果を基に、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、本公開買付価格の検討を進めました。また、公開買付者らは、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、最終的に本公開買付価格を一株当たり 100 円と決定しました。

なお、一株当たり 100 円という公開買付価格は、平成 21 年 2 月 2 日までの東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の終値の過去 6 ヶ月間における単純平均 75 円に対して 33.3%のプレミアムを、同 3 ヶ月間の単純平均 60 円に対して 66.7%のプレミアムを、同 1 ヶ月間の単純平均 62 円に対して 61.3%のプレミアムを加えた金額です。また、平成 21 年 2 月 2 日の東京証券取引所市場第一部における終値 64 円に対して 56.3%のプレミアムを加えた金額です。

②算定の経緯

公開買付者らは、事業環境が大きく変化している日本の消費者金融市場に適切に対応するため、対象者の経営上の課題や将来の事業戦略等について、これまで検討を行ってきました。対象者の財務状況と事業環境に鑑み、公開買付者らは、対象者が GECF と事業提携することが、対象者ひいては新生グループの利益の最大化に資することとなり、以って長期的視点にたった対象者の企業価値の維持が実現可能となるものと判断し、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付価格の決定をいたしました。

(1) 第三者算定人からの株式価値算定書の取得について

公開買付者らは、対象者の株式価値の算定を開始するため、平成 20 年 12 月に財務アドバイザーである日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。公開買付者らは、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、日興シティグループ証券より対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成 21 年 1 月 29 日付けで取得しております。

(2) 株式価値算定書の概要

日興シティグループ証券は、市場株価法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及び類似公開企業乗数比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。その結果は下記のとおりです。

市場株価法：60 円～76 円

類似公開買付事例におけるプレミアム分析法：75 円～108 円

類似公開企業乗数比較法

①株価純資産倍率（PBR）ベース：44 円～53 円

②企業価値／営業債権乗数ベース：87 円～196 円

③株価収益率（PER）ベース：87 円～106 円

(3) 本公開買付価格の決定経緯について

公開買付者らは、本公開買付価格を決定するにあたり、日興シティグループ証券の算定結果を基に、各評価方法により得られた算定結果の比較検討を行い、本公開買付価格の検討を進めました。また、公開買付者らは、対象者と本公開買付価格に関する協議を行い、対象者による本公開

買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成21年2月3日に最終的に本公開買付け価格を一株当たり100円と決定しました。

(4) 本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者である新生銀行は、平成21年2月3日現在、対象者の普通株式に係る議決権の過半数を保有し、対象者を連結子会社としていることから、本公開買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を採っております。

公開買付者らは、本公開買付けに至る意志決定過程における恣意性を排除するため、日興シティグループ証券に対して財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

公開買付者らは、前記のとおり、本公開買付け価格を決定するに当たり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である日興シティグループ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より株式価値算定書を取得しています。

他方、対象者は、本公開買付けにおいて、自らの親会社である新生銀行が公開買付者であること、また、自らの取締役が新生銀行の出身者が含まれることに鑑み、本公開買付けに関する意見表明に係る意思決定過程における利益相反を回避し、恣意的な判断がなされないようにするとともに、本公開買付けに係る買付条件及び手続きの公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て意見表明の内容を決定することが望ましいと判断しました。

このため、対象者は、まず、公開買付者らとは別に、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ対象者の関連当事者にも該当しない新日本に対象者の株式価値の算定を依頼し、新日本より株式価値算定報告書を取得のうえ、公開買付者らから提示された本公開買付け価格の公正性を判断するための基礎資料とすることとしました。なお、新日本は、市場株価法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）及び類似上場会社法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったうえで、各算定手法による算定結果を総合評価し、1株あたりの株式価値を78.57円と算定しています。

また、対象者は、本公開買付けに至る手続並びに本公開買付けの買付条件及び取引形態の決定プロセスにおいて利益相反や一般株主を害する不公正が生じることを回避するべく、自らの取締役会の諮問機関として、稲葉威雄氏（弁護士）を委員長、並びに竹原相光氏（公認会計士）及び大塚和成氏（弁護士）を委員とする本独立委員会を設置し、本独立委員会に対して本公開買付けに関する諮問を行いました。

さらに、対象者は、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について日比谷パーク法律事務所に助言を依頼しました。日比谷パーク法律事務所は、対象者との複数回の会議等において本公開買付けに関連する情報を取得し、法的助言を行うとともに、対象者の取締役会に対し、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程及び意思決定方法が適法である旨の意見書を提出いたしました。

その上で、対象者の取締役会は、その決議の成立のための定足数にも配慮しつつ、本独立委員会の指摘を踏まえて、社外取締役を残し、新生銀行出身の取締役2名が自主的に審議及び議決に加わらないこととして、新生銀行出身取締役のみでは取締役会の意思決定が不可能な状態を作出した上で、新日本より取得した株式価値算定報告書を精査するとともに、本独立委員会から提出された意見を最大限尊重して慎重な審議及び検討を行い、出席取締役全員一致の下で、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の意見表明を行うことを決議いたしました。

この他、公開買付者らは、法に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける公開買付期間を30営業日と設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。なお、公開買付者らは、対象者との間で、対象者が、公開買付者らの対抗者と接触することを一切禁止するような合意を行っておりません。

③算定機関との関係

日興シティグループ証券は、当社ら又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
48,708,050(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けでは、公開買付者らは、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付ししておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。そのため、買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)として、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の最大数である48,708,050株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成20年11月14日に提出した第55期第2四半期報告書に記載された平成20年11月14日現在の発行済普通株式総数151,138,278株から、対象者が保有する自己株式数(平成20年9月30日現在で132株)及び公開買付者らが平成21年2月3日現在所有する株式数(102,430,096株)を控除した株式数です。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式(平成20年9月30日現在132株)を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人又は復代理人(後記「(11) 公開買付代理人」において記載されるものをいいます。)に開設された本公開買付けに係る株券等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)名義の口座に記載又は記録されている必要があります。なお、会社法に従って、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令に従って公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等のうち、(1)33,594,400株に満つるまでの数の応募株券等については、原則として、新生銀行及びGECFが50:50の比率で買付け等を行い(但し、かかる割合で配分した結果生じる1株未満の端数については、新生銀行が買付け等を行うものとします。)、(2)33,594,400株を超える分の応募株券等については、その全部を新生銀行が買付け等を行うものとします。買付予定数(48,708,050株)の内、各公開買付者の内訳は、以下のとおりです。

公開買付者	買付予定数
新生銀行	31,910,850株
GECF	16,797,200株

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,024,300個	(買付け等前における株券等所有割合 67.77%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,203個	(買付け等前における株券等所有割合 0.08%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	487,080個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	1,511,201個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者の所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除く。)に係る議決権の数の合計です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」には、各特別関係者が所有する株券等(但し、公開買付者である新生銀行及びGECFが所有する株式並びに対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数が含まれております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年11月14日に提出した第55期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記第2四半期報告書に記載された平成20年11月14日現在の対象者の発行済株式総数(151,138,278株)から、対象者が保有する自己株式数(平成20年9月30日現在で132株)を控除した株式数(151,138,146株)に係る議決権数1,511,381個として計算しています(対象者の単元株式数は100株です。)

(注5) 前記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付予定の株券等の数」の(注4)に従って買付け等を行った後における株券等所有割合を計算した場合、各公開買付者に係る株券等所有割合の最大値は次のとおりです。

公開買付者名	株券等所有割合
新生銀行	88.89%
GECF	11.11%

(注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 4,870,805,000円

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

②決済の開始日

平成21年3月26日(木曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。))の場合には日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地)宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行なった場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞

に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に公開買付応募申込の受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。（日興コーディアル証券株式会社は各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続き下さい。）

なお、公開買付者らは、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者らは、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項ただし書に規定する場合

を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は、公開買付者ら及び公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

①応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。

②本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

③買付け又は公開買付応募申込書の署名ないしは交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

④他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 21 年 2 月 4 日 (水曜日)

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

(11) 公開買付代理人

日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 今後の買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者らは、本公開買付けにより対象普通株式の全てを取得できなかった場合において、本公開買付けの結果及び本公開買付け後に予定される対象者とGECFの間の業務の統合・再編成の内容等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断したときは、以下に述べる方法により、完全支配化手続を実施する可能性があります。なお、公開買付者らは、本公開買付けの結果として、その株式所有割合の合計が90%以上となった場合、完全支配化手続を実施する予定であります。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者らは、①対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること、上記①ないし③を付議議案に含む株主総会及び上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する可能性があります。なお、当該株主総会の開催にあたり、公開買付者らは、上記①ないし③を同一の株主総会に付議することを要請する可能性があります。また、公開買付者らは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端株の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の

売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれらの見込み等、又は完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、当該金銭の額が本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、平成21年2月3日現在未定であります。完全支配化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者らを除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更等を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主各位において自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、本公開買付けの結果として、公開買付者らの株式所有割合の合計が90%に満たない場合、又は本公開買付け後における、公開買付者らの株式所有割合、公開買付者ら以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況、公開買付者ら以外の対象者株主と公開買付者らとの関係（公開買付者である新生銀行と、平成21年2月3日現在の対象者の大株主である創業関係者9名（株式所有割合約17.5%）の間には、平成14年4月1日付け株主間契約（その後の変更を含みます。）に基づき、対象者の上場維持に協力する旨の合意が存在します。）、関係法令等についての当局の解釈等の状況若しくは本公開買付け後に予定される対象者とGECFの間の業務の統合・再編成の内容等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断した場合は、公開買付者らは、完全支配化手続を実施せず、対象者の上場を維持する可能性、又は完全支配化手続の目的が達成されるよう、上記方法とは別の方法（公開買付者である新生銀行と対象者の間の株式交換、公開買付者であるGECFと対象者の間の合併その他の組織再編行為を含みます。以下同じとする。）の実施を対象者に要請する可能性があり、また、その実施に時間を要する可能性があります。なお、上記方法とは別の方法により完全支配化手続を実施する場合、特段の事情がない限り本公開買付価格を基準として算定される額又は価値の金銭等を最終的に対象者株主に交付する方法を要請する予定ですが、その算定の時点が異なることから当該算定時点における対象者の事業、業績、財務状態、資産若しくは経営又はこれら

の見込み等、又は完全支配化手続に関連する裁判所の判断等によっては、また更には当該別の方法の内容に照らして本公開買付価格の算定とは異なる要素に基づいて当該金銭等の額又は価値を算定すべき場合もありうることから当該別の方法の内容によっては、当該金銭等の額又は価値が、本公開買付価格と異なり、これを上回る、同等である又は下回ることがあります。

以上に述べた完全支配化手続の実施の詳細（上記①ないし③の議案の詳細を含みます。）及び時期については、現時点で未定であり、対象者等と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

対象者の普通株式は、平成21年2月3日現在、東京証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める有価証券上場規程中の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。但し、上記に記載した、本公開買付け後における公開買付者ら以外の対象者株主と公開買付者らとの関係等を踏まえて対象者等と協議を行った上で公開買付者らが必要と判断した場合は、公開買付者らは、対象者の上場を維持するための措置を講じる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、公開買付者らが、上記に記載のとおり、対象者等と別途協議の上、適用ある法令に従い、完全支配化手続を実行する措置を取ることとなった場合には、上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。また、完全支配化手続が実施される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度の各期末時点における、公開買付者である新生銀行と対象者との間の重要な取引の内容は、以下のとおりです。

平成18年3月期 当座貸越契約（極度額250億円）貸出人：公開買付者（新生銀行）借入人：対象者

平成19年3月期 当座貸越契約（極度額250億円）貸出人：公開買付者（新生銀行）借入人：対象者

平成20年3月期 当座貸越契約（極度額250億円）貸出人：公開買付者（新生銀行）借入人：対象者

また、平成21年2月3日現在においても、上記取引が存在しています。

この他、公開買付者は、平成19年12月13日を効力発生日として対象者が実施した、株主割当の方法による増資に応じ、対象者の普通株式76,822,572株を引受けております。なお、公開買付者らと対象者の役員との間には、重要な取引はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報
該当事項はありません。

以 上

###

シンキ株式会社の株主の皆様

シンキ株式会社の株主の皆様におかれましては、本公開買付けの応募手続き等につきご不明な点がございましたら、日興シティグループ証券株式会社（公開買付代理人）または日興コーディアル証券株式会社（復代理人）まで、お問い合わせ下さい。

なお、日興コーディアル証券株式会社では、本公開買付けの応募手続きに関する個人株主様のお問い合わせ先として専用フリーダイヤルを開設しております。

日興コンタクトセンター公開買付け専用ダイヤル【個人株主様専用】

フリーダイヤル： 0120-250-959

開設期間： 公開買付期間（平成21年2月4日～平成21年3月18日）

9:00～17:00（但し、土・日・祝日を除く）

- (※) 応募手続き書類のご請求の際は、株主ご本人様がお問合せ下さいますようお願いいたします。
- (※) 日興コーディアル証券ホームページもご参照下さい。サイト内検索で「公開買付」と入力し検索下さい。